

平成25年度環境保全型農業直接支援対策事業のご紹介

環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行います

対策の目的

農業分野においても地球温暖化防止、生物多様性保全等への貢献が必要になっていきます。

(注1)

エコファーマーとは…

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく「土づくり技術」・「科学肥料低減技術」・「化学合成農薬低減技術」を組み合わせた計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者の名称です。

本事業に取り組みを希望される農業者は必ず「エコファーマー」の申請が必要となります。

なお、エコファーマー認定申請は、本事業実施申請と並行して申請することができます。

《高森町での取り組み》

エコファーマー(注1)の認定を受けている
農業者を対象に…

- I. 地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援
⇒①化学肥料及び化学合成農薬の使用を熊本県が定める、域域の慣行から5割以上低減する取り組み

+

②カバークロップの取り組み

その主作物の栽培期間の前後のいずれかに、緑肥(ライグラスなどの牧草類、大麦などの麦類、れんげなどのマメ科植物等)を作付けし、収穫せずそのまま田畑にすきこみ(=植物と土を一緒にして耕し、後から栽培する作物の肥料にすること)の取り組み

以上をセットで取り組む畑作物(キャベツ・ダイコン・馬鈴しょ等)の営農活動に対して支援します。

支援単価：10 a当たり 8,000 円

エコファーマーの認定を受けている農業者を対象に…

- II. 生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援
⇒③有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない)の取り組みに対して支援します

支援単価：10 a当たり 8,000 円

※本町では色見・上色見・河原地区において約272aの面積で本事業の取り組みを行いました(平成24年実績)。
平成25年度では町内全域の農地で500aの取り組みを目標としています。

平成25年度環境保全型農業直接支援対策事業説明会のご案内

日時：平成25年5月28日(火) 午後1時30分から
場所：高森総合センター2階 中会議室

【お問い合わせ先】

高森町役場 農林政策課 農林振興係

TEL：0967-62-1111(内線415)